

妊娠・出産・子育て事業

各事業の詳細は大田区ホームページをご参照ください。



©大田区



大田区から転出される方へ

転出後の各種サービスについては、転出先の自治体にご相談ください。

妊 婦	
各種サービス	転出後は…
母子健康手帳	大田区で交付されたものを、引き続きお使いください。 転出後、新住所をご自分で追記してください。
妊婦健康診査受診票 超音波健康診査受診票 妊婦子宮頸がん検診受診票 新生児聴覚検査受診票 等	転出先の区市町村担当窓口で手続きをしてください。
妊婦歯科健康診査受診票	大田区から転出するとご利用できません。
都外での妊婦健康診査受診分がある方	大田区に住んでいた期間の受診分について、「里帰り等妊婦健康診査費用助成」の申請をしてください（詳しくは『受診票セット』3～4ページをご覧ください。）
出生通知書 (すこやか赤ちゃん訪問依頼書)	大田区への申請は不要です。 転出先の区市町村担当窓口で新しい出生通知書を受け取ってください。

妊娠・出産・子育てに関するご相談・問い合わせ

お住まいを管轄する地域健康課までご連絡ください。

大森地域健康課	03-5764-0661
調布地域健康課	03-3726-4145
蒲田地域健康課	03-5713-1701
糀谷・羽田地域健康課	03-3743-4161

乳 幼 児

各種サービス	転出後は…
母子健康手帳	大田区で交付されたものを、引き続きお使いください。転出後、新住所をご自分で追記してください。
乳児健康診査受診票	母子健康手帳を持参し、転出先の区市町村担当窓口でご相談ください。
幼児歯科健康診査・フッ化物塗布受診券	大田区から転出するとご利用できません。
予防接種	大田区の「定期予防接種予診票」は転出するとご利用できません。 母子健康手帳を持参し、転出先の区市町村担当窓口でご相談ください。

キラリ☆健康おおた

～健康づくりの4つのアクション（①運動②食事③休養④喫煙と飲酒のリスクの理解と行動）と健診・がん検診の受診を大田区は推奨しています～



©大田区